

品川区成年後見制度利用促進基本計画策定委員会設置要綱

制定 令和2年3月2日 区長決定要綱 第20号

(設置)

第1条 成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年法律第29号）第14条第1項の規定に基づく品川区成年後見制度利用促進基本計画（以下「基本計画」という。）の策定に係る検討をするため、品川区成年後見制度利用促進基本計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会の所掌事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 基本計画の策定に関する事項
- (2) その他計画の策定に必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員で組織し、その委員は区長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 法曹関係者
- (3) 福祉・医療関係者
- (4) 地域関係団体（地域における成年後見人等の受任団体を含む。）の代表者
- (5) 前各号に掲げる者のほか、区長が必要と認めたもの

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱した日から計画策定完了日までとする。

(委員長)

第5条 委員会に、委員長を置く。

- 2 委員長は、委員のうちから区長が指名する者とする。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職を代理する。

(招集等)

第6条 委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、委員会に委員以外の者の出席を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、福祉部福祉計画課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、別に福祉部長が定める。

付 則

- 1 この要綱は、令和2年4月1日から適用する。
- 2 この要綱は、基本計画の策定が完了した日にその効力を失う。